備考

一　共済契約者が共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約（当該まき網を共済目的とする漁業施設共済の共済契約に限る。以下この号において同じ。）を締結していた場合における基準率は、表に掲げる率により得た率に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

イ　直前契約により漁業共済組合から当該漁業施設共済の共済金の支払を受けず又は受けないことが確実であると認められる場合　当該直前契約に係る等級（直前契約の基準率を算出するために乗じた次の表の下欄に掲げる割合に応ずる同表の上欄に掲げる等級をいい、直前契約の共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していない場合における当該直前契約にあっては、五等級とする。以下この号において同じ。）から一を差し引いて得た等級（当該直前契約に係る等級が一等級の場合は、一等級）が属する同欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式又は地震等限定低塡補方式である場合にあっては、百分の百）

ロ　直前契約により漁業共済組合から当該漁業施設共済の共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合　当該直前契約に係る等級に四を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が十二等級、十三等級、十四等級又は十五等級の場合は、十五等級）が属する同表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式又は地震等限定低塡補方式である場合にあっては、百分の百）

区分	割合
一等級	百分の八十
二等級	百分の八十五
三等級	百分の九十
四等級	百分の九十五
五等級	百分の百
六等級	百分の百五
七等級	百分の百十
八等級	百分の百十五
九等級	百分の百二十
十等級	百分の百二十五
十一等級	百分の百三十
十二等級	百分の百三十五
十三等級	百分の百四十
十四等級	百分の百四十五
十五等級	百分の百五十

二　法第九十三条第一項第一号、第三号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第四号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第六号又は第七号に掲げる場合において、漁業共済組合が共済金の全部又は一部につき支払の責めを免れ又は免れることが確実であると認められるときの前号の規定の適用については、漁業共済組合から支払を受け又は受けることが確実であると認められるものとみなす。

三　法第百三十六条の三第一項の継続申込特約がある場合の基準率は、表に掲げる率により得た率（第一号に該当する場合にあっては、同号によって得た率）に百分の百十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

（法第百三十六条の三第二項の農林水産大臣が定める期間）

第四条　法第百三十六条の三第二項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産大臣が定める期間は、三年間（法第百三十六条の三第二項に規定する期間のうちに規則第七十四条ただし書（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）とする。

（法第百三十六条の三第三項の農林水産大臣が定める期間）

第五条　法第百三十六条の三第三項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する法第百二十四条の二第四項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産大臣が定める期間は、二年間（法第百三十六条の三第三項において準用する法第百二十四条の二第四項に規定する期間のうちに規則第七十四条ただし書に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）とする。